

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例（平成29年流山市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の事前予約)

第2条 条例第9条の規定による事前予約は、指定管理者が事前予約を可能と認める場合に限り、次の表に定める施設の区分に応じて同表に定める予約期間の期間内に、指定管理者に施設等予約票（別記第1号様式）を提出して行うものとする。ただし、指定管理者が施設等予約票の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

施設	区分	予約期間
ホール、楽屋及びリハーサル室	鑑賞等使用	使用を希望する日（使用を希望する日が引き続き2日以上に及ぶときはその初日。以下「使用期日」という。）の属する月の13月前の月の初日から、使用期日の属する月の4月前の月の末日まで
	本市に住所を有し、若しくは市内に所在する事業所に勤務し、若しくは市内に所在する学校に通学する個人又は当該個人が過半数所属する市内団体（以下この表において「市民等」という。）が鑑賞等使用以外での使用（ただ	使用期日の属する月の12月前の月の初日から、使用期日の属する月の4月前の月の末日まで

	し営利目的での使用は除く)	
	本市の市民等以外が鑑賞等使用以外での使用	使用期日の属する月の11月前の月の初日から、使用期日の属する月の4月前の月の末日まで
スタジオ1及びスタジオ2	本市の市民等が使用(ただし営利目的での使用は除く)	使用期日の属する月の6月前の月の初日から、使用期日の属する月の4月前の月の末日まで
	本市の市民等以外が使用	使用期日の属する月の5月前の月の初日から、使用期日の属する月の4月前の月の末日まで
会議室1及び会議室2	本市の市民等が使用(ただし営利目的での使用は除く)	使用期日の属する月の4月前の月の初日から、使用期日の属する月の4月前の月の末日まで

2 前項の事前予約は、流山市おおたかの森ホール(以下「おおたかの森ホール」という。)の開館日の午前9時から午後10時までの間において、施設等予約票の受付順に受け付けるものとする。

3 第1項の表に定める鑑賞等使用とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 不特定多数の入場者から入場料を徴収し、コンサート、演劇、舞踊等の主に舞台を利用して行われる芸術作品を鑑賞させる興行及びそのリハーサルで使用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が鑑賞等使用であると認めた場合

4 第1項の表に定める営利目的とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 営利団体等(営利を目的とする団体及び営業を営む場合に

おける個人をいう。以下この項において同じ)が商品の広告、
宣伝又は販売のために使用する場合

- (2) 営利団体等が入場者と契約行為を行う場として使用する場
合
- (3) 営利団体等が販売又は放送することを目的として、撮影、
録音又は録画の場として使用する場合
- (4) 営利団体等が自ら講習会(当該営利団体等の従業員の確保
や資質向上のための研修又は会議等を実施する場合も含む)
に使用する場合
- (5) 営利団体等が顧客又は株主のための文化講演会、観劇会、
演奏会又は会議に使用する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が営利目的に該当
すると認めた場合
(使用許可の申請)

第3条 条例第10条第1項の規定により施設等(駐車場を除く。

以下同じ。)を使用しようとする者は、施設等使用許可申請書
(別記第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書に使用計画書等必要な書類を添
付させることができる。
- 3 条例第9条の規定により事前予約をした者は、事前予約をし
た日から使用期日の属する月の4月前の月の末日までの間に、
第1項の規定による申請をしなければならない。この場合にお
いて、当該期間内に申請をしなかったときは、その者の事前予
約は無効とする。
- 4 第1項及び第3項の規定による申請のうち、スタジオ1、ス
タジオ2、会議室1及び会議室2に係る申請の手続は、使用期
日の3月前の月の初日から、流山市公共施設予約システムの利
用等に関する規則(平成16年流山市規則第36号)第2条第
2号に規定するシステム(以下「施設予約システム」という。)
を利用する方法により行うことができる。
- 5 第3項の規定による場合のほか、おおたかの森ホールを使用
しようとする者は、ホール及び楽屋にあっては、使用期日の7
日前までの間に、リハーサル室、スタジオ1、スタジオ2、会

議室 1 及び会議室 2（以下「リハーサル室等」という。）においては、使用期日までの間に、第 1 項の規定による申請をしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（使用許可）

第 4 条 前条第 1 項の規定による申請があったときは、指定管理者は速やかに使用の許可の可否を決定し、施設等使用許可（申請却下）書（別記第 3 号様式）を当該申請に係る者に交付する。

2 前条第 4 項に規定する方法により申請の手続を行う場合の許可は、施設予約システムを利用してその旨を表示することにより当該許可書の交付に代えることができる。

（使用許可の順序）

第 5 条 使用許可の順序は、申請又は事前予約の順序によりこれを行い、同時に申請又は事前予約のあったときは、協議又は抽選により決める。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の許可条件）

第 6 条 条例第 10 条第 2 項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）ホールの入場人員は、収容定員を超えないこと。
- （2）あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- （3）建物その他の物件を毀損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- （4）騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （5）所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- （6）特に許可を受けた者のほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- （7）展示されている絵画及び資料等には、一切触れてはならないこと。
- （8）指定された場所以外で、販売行為その他の通行の妨げになる行為をしないこと。

(9) その他職員の指示に違反し、施設等の秩序を乱す行為をしないこと。

(施設等の管理上支障があると認められるとき)

第7条 条例第11条第4号に定める施設等の管理上支障があると認められるときは、学齢児童(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する満12歳までの児童をいう。)のみで夜間利用するときをいう。

(使用時間)

第8条 施設等の使用時間は、指定管理者の使用許可を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 施設等の使用開始後の使用時間の変更は、これを認めない。ただし、指定管理者が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用許可取消し等の通知)

第9条 指定管理者は、条例第12条の規定により施設等の使用許可を取り消し、又は禁止したときは、施設等使用許可取消(禁止)書(別記第4号様式)を交付する。

(使用期日の変更等)

第10条 条例第14条の規定による使用期日の変更等は、施設等使用変更(取消)申出書(別記第5号様式)を指定管理者に提出することにより行うものとする。ただし、指定管理者が文書による申し出の必要が無いと認めるときは、この限りでない。

2 使用期日の変更等は、他の使用に支障が生じない場合に限り承認するものとする。

3 使用期日の変更等の承認を受けた場合において、既納の利用料金に不足額が生じたときは、使用者は、その不足額を支払わなければならない。

(特別設備等の付加)

第11条 条例第16条の規定により施設等を模様替えし、又は新たな設備等を付加しようとする者は、第3条第1項の申請書とともに特別設備等使用許可申請書(別記第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(施設等の破損等の届出)

第 12 条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに施設等破損（滅失）届（別記第 7 号様式）を指定管理者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 指定管理者は前項の届出があったときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

（原状回復後の点検）

第 13 条 使用者は、条例第 17 条の規定により施設等を原状に回復したときは、指定管理者にその旨を届け出て、点検を受けなければならない。

（利用料金の減免）

第 14 条 条例第 20 条の規定により、おおたかの森ホールのホール及び楽屋に係る利用料金を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）指定管理者がその業務の実施のために使用する場合
- （2）前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合

2 条例第 20 条の規定により、リハーサル室等に係る利用料金を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）市又はその機関が主催者として使用する場合
- （2）指定管理者がその業務の実施のために使用する場合
- （3）前 2 号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合

3 条例第 20 条の規定により、おおたかの森ホールのホール及び楽屋に係る利用料金を減額することができる場合及びその割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）使用期日において、市内に居住する中学生以下の者、満 7 歳以上の者及び障害者が使用する場合 5 割
- （2）使用期日において、市内に居住する中学生以下の者、満 7 歳以上の者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合 5 割
- （3）前 2 号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

4 条例第20条の規定により、おおたかの森ホールのリハーサル室等に係る利用料金を減額することができる場合及びその割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市又はその機関が共催者として使用する場合 5割
- (2) 使用期日において、市内に居住する満18歳以下の者、高齢者（満65歳以上の者をいう。以下この条において同じ。）及び障害者が使用する場合 5割
- (3) 使用期日において、高校生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通学する者を含む。）及び中学生以下の者並びに高齢者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合 5割
- (4) 市以外の官公署が主催者として使用する場合 3割
- (5) 公の支配に属する教育、福祉団体等がその目的のために使用する場合 3割
- (6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体がその目的のために使用する場合 3割
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

5 第3項第1号及び第2号並びに前項第2号及び第3号の障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、障害の程度が重度、中度又は軽度のいずれかに判定された者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級、2級又は3級の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者

保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級、2級又は3級の者
(利用料金の還付)

第15条 条例第21条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第21条第1号に該当する場合 全額
- (2) 条例第21条第2号に該当する場合 全額
- (3) 条例第21条第3号の規定により、使用期日前の31日までに使用の取消しの申し出があった場合 全額
- (4) 条例第21条第3号の規定により、使用期日前の30日から15日までに使用の取消しの申し出があった場合 100分の50(その額に10円未満の端数が生じたときはその額を切り捨てた額)

2 条例第12条の規定により指定管理者がその使用を取り消し、又は禁止した場合の還付する利用料金の額は、指定管理者が別に定める。

(プログラム等の提出)

第16条 施設等を使用する場合においてプログラム等を作成したときは、使用者は、あらかじめ当該プログラム等を指定管理者に2部提出しなければならない。

(指定管理者の立入り)

第17条 指定管理者は、ホールの管理運営上の必要のため、使用中の施設等に立ち入ることができる。

(広告類の掲示等禁止)

第18条 ホールの施設内及び敷地内においては、教育委員会の許可を受けないで、広告その他これに類するものを掲示又は配布してはならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。